掲示文書一覧(市長分)

令和8年11月6日

種別	番号	題　　名	主　管　課
告示	543	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	544	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	545	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	546	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	547	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	548	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	549	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について	生活援護室
公告	564	地域農業経営基盤強化促進計画の公告について	農政総務課
公告	565	姫路農業振興地域整備計画の変更について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第　５４３号
令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第４９条の規定により、下記の医療機関を医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関に指定したので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

指定年月日	名称	所在地	有効期間
令和８年（2026年）１０月１５日	ウェルフォース訪問看護ステーション姫路	姫路市四郷町東阿保６３２番地	令和８年１０月１５日から令和１４年１０月１４日まで
令和８年（2026年）１０月１日	あがほ・イトウデントクリニック	姫路市飾磨区英賀保駅前町６４番地３	令和８年１０月１日から令和１４年９月３０日まで

姫路市告示第　５４４号
令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第５０条の２の規定により、下記の指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

廃止年月日	名称	所在地
令和８年（2026年）９月３０日	伊東歯科医院	姫路市飾磨区英賀保駅前町６４番地３
令和８年（2026年）８月３１日	訪問看護ステーションリマナ	姫路市玉手一丁目３９番地　ライフタウン１０３号室
令和８年（2026年）９月１６日	花田歯科医院	姫路市白鳥台一丁目３２番１０号

令和８年（2026年）９月１０日	イオン薬局姫路店	姫路市増位本町二丁目１２番１０号 イオン姫路店１階

姫路市告示第　５４５号
令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第５０条の２の規定により、下記の指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

休止年月日	名称	所在地
令和８年（2026年）７月１日	アイデンタルクリニック姫路	姫路市山吹一丁目１１番３７号　小林ビル１階
令和８年（2026年）９月９日	浦上胃腸科外科医院	姫路市実法寺８４番地１

姫路市告示第　５４６号
令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第５０条の２の規定により、下記の指定医療機関から事業を再開した旨の届出があったので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

再　開　年　月　日	名　　称	所　　在　　地
令和８年(2026年)９月２６日	浦上胃腸科外科医院	姫路市実法寺８４番地１

姫路市告示第　５４７号

令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第５０条の２の規定により、下記の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
令和８年（2026年）１１月１日	社会医療法人松藤会	姫路市飾磨区英賀春日町二丁目２５番地	訪問看護ステーションゆめさき	（変更前） 姫路市飾磨区英賀春日町二丁目２５番地
				（変更後） 姫路市飾磨区英賀春日町二丁目１５番地
令和８年（2026年）１０月２２日	社会医療法人芙翔会	姫路市飯田三丁目９５番地１	あいわ訪問看護ステーション	（変更前） 姫路市白浜町宇佐崎中一丁目２２２番地
				（変更後） 姫路市飯田三丁目９５番地１

姫路市告示第　５４８号

令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第５４条の２第５項又は第６項において準用する生活保護法第５０条の２の規定により、下記のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和８年（2026年）１０月１日	株式会社優気	姫路市広畑区城山町２番地７城山ビル３０２	ケアプランセンター優気	（変更前） 姫路市広畑区城山町２番地７城山ビル３０２ （変更後） 姫路市網干区興浜１３３５番地７

姫路市告示第　５４９号
令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関について

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第５５条第２項において準用する生活保護法第５０条の２の規定により、下記の指定施術機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第５５条の３の規定により告示する。

記

廃　止　年　月　日	氏　　名	施 術 所 の 名 称	住所又は施術所の所在地
令和８年(2026年)１０月２４日	横田　馨	よこた整骨院	姫路市玉手四丁目２９番地２

姫路市公告第　５６４号
令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

地域農業経営基盤強化促進計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条第８項の規定に基づき公告し、当該計画書を本日以後、姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、地域計画を定めた地区は、下記のとおりとする。

記

地域計画を定めた地区

⑴　船津町
⑵　的形町
⑶　実法寺
⑷　安富町狭戸

姫路市公告第　５６５号

令和　８年１１月　６日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定に基づき、姫路農業振興地域整備計画を変更したので、同条第４項において準用する同法第１２条第１項の規定により、同法第１１条第２項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告し、並びに本日以後下記の場所で縦覧に供する。

記

１　意見書の要旨及び処理結果

意見書の提出なし

２　縦覧場所

姫路市安田四丁目１番地

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課